

(3)戦後における竹島問題

サン・フランシスコ平和条約における竹島の取り扱い

平成17年9月27日 研究会メモ

国立国会図書館参事 塚本 孝

1. 今次大戦後の日本領土処分

日本は、ポツダム宣言を受諾。日本に残す島、日本から奪う島を戦勝連合国が決定できることになった。

しかし、領土の最終決定は、平和条約によるのが国際法の原則。

○ 降伏文書 (1945.9.2)

下名は、茲に、合衆国、中華民国及グレートブリテン国の政府の首班が、1945年7月26日にポツダムに於いて発し後にソヴィエト社会主義共和国連邦が参加したる宣言の条項を、日本国天皇、日本国政府及日本帝国大本營の命に依り且之に代り受諾す。右四国は、以下之を連合国と称す。

○ ポツダム宣言 (1945.7.26)

カイロ宣言の条項は履行せらるべく、また日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に極限せらるべし。(第8項)

○ カイロ宣言 (1943.12.1発表)

同盟国は、自国のためには利得を求めず、また領土拡張の念も有しない。

同盟国の目的は、1914年の第一次世界大戦の開始以降に日本国が奪取し又は占領した太平洋におけるすべての島を日本国から剝奪すること、並びに満州、台湾及び澎湖島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還することにある。

日本国は、また、暴力及び強欲により日本国が略取した他のすべての地域から駆逐される。

前記の三大国は、朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する。

カイロ宣言が日本から奪う領土を挙げていたのに対し、ポツダム宣言は日本に残す領土を規定。カイロでは領土拡張の念を有しないとしたのにポツダムではこれに言及なし。

この“ねじれ”は、ヤルタ秘密協定(1945.2.11)で千島列島のソ連への引渡しを約していたこと、米国が琉球等の領有ないし信託統治を考えていたことに関係。(千島、琉球は「暴力及び強欲により日本国が略取した地域」ではない。)

2. 平和条約締結までの間における事態の展開

GHQ指令により竹島に対する行政権が停止された。

GHQ指令により竹島周辺での漁業が禁止され日本人は近づいてはならないとされた。

しかし、領土の最終決定は、平和条約によるのが国際法の原則。GHQには領土の処分権なし。指令中には最終決定に関する連合国の政策を示すものでないと断つてある。

○ 連合国最高指令官総司令部覚書 (SCAPIN) 677「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに關する覚書」(1946.1.29)

1 日本国外のすべての地域に対し…政治上又は行政上の権力を行使すること及び行使しようと企てることは、すべて停止するよう日本国政府に指令する。

3 この指令の目的から日本という場合は、次の定義による。…日本の範囲から除かれる地域として、(a)鬱陵島、竹島、濟州島、(b)北緯30度以南の琉球列島、伊豆、南方、小笠原、硫黄諸島及び

大東諸島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外郭太平洋全諸島、(c)千島列島、齒舞群島、色丹島。

4 さらに、日本帝国政府の政治上、行政上の管轄権から特に除外せられる地域は、次のとおりである。(a)1914年の世界大戦以来日本が委任統治その他の方法で奪取又は占領した全太平洋諸島、(b)満州、台湾、澎湖列島、(c)朝鮮、及び(d)樺太。

6 この指令中の条項は、いずれもポツダム宣言第8項にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない。

○ 連合国最高指令官総司令部覚書（SCAPIN）1033「日本の漁業及び捕鯨業に認可された区域に関する覚書」（1946.6.22）

3 (b)日本の船舶及びその乗員は、竹島から12マイル以内に近づいてはならない。またこの島とは一切接触を持ってはならない。

5 この認可は、関係地域又はその他いずれの地域に関しても、日本国家の管轄権、国際境界線又は漁業権についての最終決定に関する連合国側政策の表明ではない。

鬱陵島在住の朝鮮人は、日本統治下において竹島周辺に出漁していた。戦後、GHQの指令で日本人が竹島に近づけなくなった間も、朝鮮人は出漁を続けた。1948.6には竹島を標的にした米軍機の爆撃訓練により朝鮮人に死傷者が出た。

朝鮮では、上記GHQの措置により竹島が日本から分離され、自分達に与えられたと思ったのではない（SCAPIN677では、千島列島、齒舞・色丹も行政権分離された。ソ連は、これを見て1946年2月2日以降、国内措置により南樺太、千島列島、齒舞・色丹を自国領土に編入した）。

ただし、SCAPIN677では、竹島はポツダム宣言の諸小島的なグルーピング、朝鮮はカイロ宣言的なグルーピングとして各々別項で扱われている。

なお、平和条約による最終的な領土処分を待たず、1948年に大韓民国が成立した。

3. サン・フランシスコ平和条約の起草過程

米国国務省の担当者が1947年3月から1949年12月まで数次にわたり草案（内部検討用の試案）を作成した。この時期の草案は、日本に残す島の名称を列挙し、付属地図で日本の領土的範囲を示す方式を採っていた。1947年3月から1949年11月までの米国国務省草案では、竹島は、朝鮮放棄条項に掲げられていた。

1949年11月草案について意見を求められたシーボルト駐日米政治顧問代理は、竹島に対する日本の領土主張は古く正当であると思われるとして再考を勧告した。これを受けて1949年12月の草案では、竹島が日本が保持する領域に加えられ、朝鮮放棄条項からは削られた。

1950年春以降、ダレス John Foster Dulles 国務長官顧問が各国との調整など実質的な起草者としての役割を担うことになる。ダレスは、それ以前の国務省草案よりも簡潔な草案を作成し、日本に残す島の名前を列挙したり地図で日本の領域を示す方式を取りやめた。この結果竹島の名称も草案から消えたが、竹島を日本が保持する主旨に変わりはなかった（例えば、いわゆる対日講和七原則に関する1950年9月11日付けオーストラリア政府の質問について米国国務省の担当官が作成した回答の中で、竹島の日本保持が明言されている）。

米国としての正式な草案は1951年3月23日付けで作成され、各国に示された。同草案の朝鮮放棄条項は、単に「日本は、朝鮮、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定していた。

他方、英国は、独自に対日平和条約草案を作成していた。1951年4月7日付け英国草案は、かつての

米国国務省草案のように経度緯度による記述と地図上での日本を圍繞する線により日本の領土的範囲を規定していた。竹島は、その線の外に置かれていた。

1951年5月ワシントンで米英の協議が行われ、日本の範囲を特定する英国草案の方式は採用されないことになった。英国は朝鮮放棄条項に濟州島、巨文島、鬱陵島の名称を加えることを主張し、米国は受け入れた（英国草案では竹島を日本の範囲から除外していたが、この協議の記録では英国は濟州島、巨文島、鬱陵島にしか言及していない。英国はSCAPIN677を踏襲して竹島を除外していたものの、そのことに固執しなかったと考えられる）。

1951年6月にロンドンで再度米英の協議が行われ、その結果1951年6月14日付けで改訂米英草案が成立した。同草案の朝鮮放棄条項は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」となり、この条文が最終的に1951年9月8日の日本国との平和条約（サン・フランシスコ平和条約）第2条(a)となった。

以上要するに、サン・フランシスコ平和条約上、竹島を日本が保持することが確定した。

4. 韓国の竹島領土要求と米国による拒否

1951年6月の改訂米英草案について韓国政府は、1951年7月19日付けで、竹島を韓国領土とする修正を要求した。

ダレス国務長官顧問は、当日修正要求の文書を持参した梁祐燦韓国大使に、独島と波浪島の位置について尋ね、韓豹項一等書記官が、これらは日本海にある小島であり、だいたい鬱陵島の近くだと思いと答えた。

〈改訂米英草案〉「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」

〈韓国の修正案〉「日本国は、朝鮮の独立を承認して、朝鮮並びに濟州島、巨文島、鬱陵島、独島及び波浪島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を、1945年8月9日に放棄したことを確認する。」

この修正要求に対して、米国政府は、1951年8月10日付け文書で回答し、1945年8月9日の日本によるポツダム宣言受諾が同宣言で取り扱われた地域に対する日本の正式ないし最終的な主権放棄を構成するという理論を条約がとるべきだとは思わない、独島又は竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年ころから日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある、この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われない、として修正要求を拒否した。

7月19日の会談の席上、独島と波浪島の位置を聞かれたとき、大使は答えず、一等書記官が波浪島（東シナ海にある暗礁とされる）を含め鬱陵島の近くだろうと自信なく答えている。また、8月3日付けの米国国務省のメモには、独島と波浪島を韓国大使館に照会したところ、独島は鬱陵島又は竹島の近くであろう、波浪島もそうかもしれないとのことであったとある。韓国政府としては、いかにも準備不足であった。しかし、歴史に「if」はない。行われたことは行われたことである。前記3の経過からだけでなく、以上のことから、サン・フランシスコ平和条約上、竹島を日本が保持することが確定したのである。

なお、1951年7月19日付けの韓国政府の公文では、独島、波浪島のこと以外に、在韓日本資産の処分（米軍が没収して韓国政府に引き渡したこと）の日本による効力承認、マッカーサーライン（前記1で言及した日本漁船の操業範囲の制限）の存続を要求した。前者は最終的に認められたが、後者はダレスによって言下に拒否された。竹島領有権紛争が日韓間で顕在化するのには、韓国が1952年1月李承晩ライン

を設定し、竹島を同ライン内に取り込んだことによるが、条約によって得られなかったことを一方的行為で実現しようとしたと評せざるを得ない。

〈付〉

○ 国際法とは

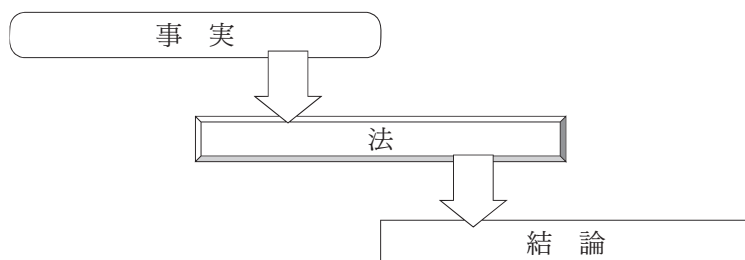
- ・ 国家間の関係を規律する法
- ・ 国際法の主体と客体
- ・ 条約と国際慣習法
- ・ 国際判例は別事件に拘束力なし（ただし実際には参考にされる）

○ 領土の取得に関する国際法

- ・ 割譲——講和条約による割譲、平時の売買、交換など
- ・ 先占——国家が領有意思を持って無主の土地を実効的に占有
- ・ 時効——自国の領土でない領土を領有意思をもって相当期間中断なく平穩公然に統治（ペーパープロテクトは中断効なし）
- ・ 添付——自然現象又は埋め立てによる海岸線の変更
- ・ 征服——他国を攻め滅ぼして国家として消滅させてしまう場合（征服は、国連憲章下の今日、合法的領土取得方法として認められない）
- ・ パルマス島事件（米＝蘭、常設仲裁裁判所判決1928年）
米が西からフィリピンの割譲を受けた日に西、蘭いずれの領土であったか
- ・ 東部グリーンランド事件（丁抹＝諾威、常設国際司法裁判所判決1933年）
諾が東部グリーンランドを先占した日に無主地であったか、丁の主権下にあったか
- ・ マンキエ・エクレオ事件（英＝仏、国際司法裁判所判決1953年）
無主地先占の問題でなく、英仏両国が長期にわたり主権を維持してきた（古くからの乃至原始的な権原を有し、それらの権原は常に維持され喪失されたことはなかった）と主張。英仏どちらが一層確信的な証拠を提出したか

○ 竹島領有権紛争と国際法

- ・ 無主地先占？ マンキエ・エクレオ型？
- ・ 国家権能の平穩かつ継続した発現 実効的占有
実効性を伴わない主張は争われる / 歴史的主張よりも主権行使の実効性
原始的権原は当世の他の有効な権原に代替される必要 / 国家機能の発現の立証
間接的推定よりも係争地の占有に直接関係のある証拠
マ・エ事件の場合—教区税の徴収、船籍港登録、不動産登記、税関設置、人口調査
- ・ クリティカルデイト（証拠許容の期日＝紛争が具体的に発生した日）？
—それ以降の行為（当事者の法的地位を改善するために採られたもの）は考慮されない
1952.1.18季ライン（竹島取り込み）→1952.1.28抗議（竹島の主権僭称を否認）
- ・ 平和条約との関係
- ・ 併合との関係
- ・ 事実を法に照らして判断（法に事実を当てはめて結論を導く）



竹島領有権紛争に関連する米国国務省文書（追補） 二資料二 塚本 孝

目次

はじめに

- 資料1 米国務省極東局北東アジア課長ケネス・T・ヤング発 駐韓米国大使館臨時代理大使E・アラン・ライトナーあて1952年11月5日付け書簡
- 資料2 駐韓米国大使館臨時代理大使E・アラン・ライトナー発 米国務省極東局北東アジア課長ケネス・T・ヤングあて1952年12月4日付け書簡
- 資料3 国務省極東局北東アジア課L・バーマスターによる覚書「日韓間リアンクール岩紛争のあり得べき解決策」1953年7月22日
- 資料4 駐日米国大使館公使参事官ウィリアム・T・ターナーによる覚書「リアンクール岩（竹島）論争に関する覚書」1953年11月30日
- 資料5 駐米日本大使館田中一等書記官等との会談覚書——主題「リアンクール紛争を安全保障理事会に付託するとの日本の提案」1954年11月16日
- 資料6 駐米日本大使館島公使との会談覚書——主題「リアンクール岩」1954年11月17日

おわりに

はじめに

(平和条約と竹島)

竹島をめぐる日韓両国間の領有権紛争の一つの争点に、1951年9月8日の「日本国との平和条約」（サン・フランシスコ平和条約）で竹島がどうなったか、すなわち、朝鮮の一部として日本による放棄が取り決められたのか、それとも日本による保持が最終的に確定したのか、という問題があった。この問題に関し、筆者は、過去2回、『レファレンス』誌上で米国の外交文書を訳出紹介し、平和条約作成の最終段階で韓国政府が「独島」（竹島の韓国名）を条約草案中の日本による朝鮮放棄条項に追加するよう要求したのに対し米国政府が竹島は日本領であるとして条約草案の修正を拒否した事実を明らかにした¹。

今要点だけを再録すれば、梁祐燦駐米韓国大使が1951年7月19日の公文を以って、1951年6月当時の条約草案（改訂米英共同草案）の朝鮮放棄条項である「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」という条文を、「…朝鮮並びに済州島、巨文島、鬱陵島、独島及び波浪島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を、1945年8月9日に放棄したことを確認する。」と置き換えるよう申し入れた。これに対し、米国政府は、同1951年8月10日付けの公文で、ラスク（Dean Rusk）国務次官補が国務長官に代わり「…独島、又は竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人島である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われない」と韓国大使に伝えた。その結果、先の条文は修正されず、竹島の日本保持が確定したのである。

ところが、近年、新たな米国の秘密外交文書が見つかったとし、米国がその後態度を変えて韓国領であることを認めたというような主張が、インターネット上で行われている²。先に平成17年9月27日の第3回竹島問題研究会で報告した際にはこのことについて特に触れなかったが、インターネットは今や出版の新たな形態として大きな力を得ているので、事実関係の正確な理解に資するため、ここで、以前の記事（及び研究会の報告）で紹介しなかった若干の米国外交記録を追加して紹介しておきたい。

(駐日米国大使館の1952年10月3日付け報告)

米国の態度の変更としてインターネット上に紹介されている文書は、駐日米国大使館のステューブス(John M. Steeves)一等書記官が、本国(国務省)へ送った「リアンクール岩に韓国人(Koreans on Liancourt Rocks)」と題する1952年10月3日付け報告である³⁾。

当時、竹島が駐留米軍の射爆場として使用されていたことを在韓米海軍当局が知らなかったため、「學術調査隊」を鬱陵島及び独島に派遣したいとの韓国政府の申し出を同当局が許可した結果、空爆に遭遇した(より正確には、独島に出漁していた鬱陵島漁民が米軍機の爆弾投下に遭遇し、洞窟に逃れて事なきを得た旨の報告を、學術調査隊の長が帰国後に行った)という事件があり、この事件を1952年9月21日付けの韓国紙『東亜日報』が報じ、それをきっかけとして駐日米大使館から国務省へ報告が送られた。

この報告の前半に、

「この岩は、かつて朝鮮王国に属していたが、日本がその帝国を旧朝鮮国に拡大した際、朝鮮の他の領土とともに併合された。しかし、この帝国支配の過程で日本政府はこの領土を正式に日本本土に編入し、行政上日本の一県の管下に置いた。そのため、日本が平和条約第2条で「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権」を放棄することに同意した際、条約の起草者は、この島を放棄すべき地域の中に含めなかった。日本は、その主権がこの島になお及んでいると推定してきたのであり、それはもっともであった。明白な理由により、韓国はこの推定を争ってきた。」

という一節がある。

この文章は、全体としてみれば、平和条約の起草者が竹島を放棄地域に含めなかったので竹島は放棄されておらず日本の主権がなお及んでいるということを述べているわけであるが、論者は、文中の、この岩はかつて朝鮮王国に属していた、日本の帝国拡張により併合されたという駐日米国大使館員のコメントを指して、米国の見解が変わった、これが米国の最終的な態度だと主張しているもようである。

しかしながら、この理解には、次のような疑問がある。一般に、在外公館から本国にあてた報告はあくまで報告であって、そこに書かれていることは必ずしも本国政府の見解というべきものではない。在外公館は、新聞を読み、接受国の政府関係者や国民と接触し、近隣国駐在の自国公館と連絡をとる等の方法で得た情報を本国に報告し、政策提言をしたり、行うべき行為につき伺いを立てたりする。それを受けて、本国政府が何らかの行動をした場合にはじめて、それが政府の行動、見解として重要になる。

本件の場合、駐日米国大使館の一等書記官は、この報告で、リアンクール岩が射爆場に指定されていて危険であることは米軍内でかねてより通報されていたことであるので、駐日大使館としては釜山の米海軍当局が學術調査隊の独島行きを許可したとの情報に接した際、極東司令部に対し、釜山の海軍当局に許可をしないよう伝えるべきことを申し入れたとした上、結論部分(最終パラグラフ)で、

「この岩に危険区域が設定されていることが今回再確認されたことは、今後、調査隊の渡航を米国や米軍の当局が許可し韓国人が死傷する結果になるような混乱を避けるために充分であろうと思われる。しかしながら、韓国における政府の統制が未熟であるため、個々の韓国人漁民がこの岩に赴くの思いとどまらせることができるか疑問である。それゆえ、将来いずれかの時に米軍による爆撃が死傷事故を生む可能性がかなりあり、そうなれば、韓国によるこの島を再び手に入れようとする努力がいつそう突出して行われ、合衆国はこの問題に不幸にも(unhappily)巻き込まれることになるかもしれない。」

と述べて、本国政府(国務省)の注意を喚起したのである。

(駐韓国米大使館の1952年10月15日付け覚書)

他方、駐韓米国大使館のライトナー (E. Allan Lightner) 臨時代理大使からマーフィー (Robert Murphy) 駐日大使に「領有権が争われている領土 (独島) の実射訓練場としての使用 (Use of Disputed Territory (Tokto Island) as Live Bombing Area)」と題する1952年10月15日付け覚書を添付した書簡が送られ、国務省にも同報された⁵⁾。この覚書では、

「当大使館は独島の領有権についての国務省の見解に関する完全な情報を持っていないが、その地位は未決定であるように見える。平和条約で日本がこの島の領土主張を放棄すべきであるとの1951年7月の韓国政府の要請にかかわらず、条約草案にはそのような条項を挿入することは行われなかった。」

とした上、SCAPIN など韓国の領有主張の理由に言及し、次いで、「合衆国が、日本、韓国のどちらがこの島に主権を有するかについて態度を明確にすることによって論争に巻き込まれる」のは好ましくない、しかし、10月3日付け東京の伝達書 (上記「リアンクール岩に韓国人」と題する報告) を見ると、日米安保条約の実施のための合同委員会が不使用爆弾が投下される日本政府の施設としてこの岩を指定することに合意したとある、そのような措置を合意することは独島に対する日本の主権を合衆国が承認することになりはしないか云々としていた。駐韓米国臨時代理大使は、結論として、

「その島を実射訓練場として使用し続けることは、合衆国を領土紛争に巻き込み、また、時にこの島を利用する漁民が爆撃で死傷すれば逆宣伝になり、法的な問題にもなるかもしれない。」

と述べた。

(米国務省の対応)

東京からの報告と釜山からの覚書を受けて、国務省がどのように対応したのか、それが、本稿で紹介する米国の外交記録である。

結論を先に示せば、国務省は、1952年11月5日付けでヤング (Kenneth T. Young) 極東局北東アジア課長が釜山 (朝鮮戦争の関係で釜山に大使館があった) に書簡を送り、その中で、(1)国務省はこの岩が日本に所属するとの立場をとり駐米韓国大使にその旨を伝えたこと、(2)平和条約の起草過程において韓国大使が1951年7月19日付け書簡を以って国務長官に第2条a項を修正し日本が朝鮮の独立に伴い放棄すべき島に済州島、巨文島、鬱陵島と並んで独島と波浪島を含めるように申し入れたこと、(3)韓国大使に対する返答として国務長官は1951年8月10日付け書簡で提案に係る修正に同意できないとしたこと、(4)その結果第2条a項にリアンクール岩が言及されないことになったこと、(5)それゆえ日米合同委員会によるこの岩の日本政府の施設としての指定 (注、日米安保条約の行政協定に基づき日本の施設や区域を基地、訓練場等として米軍に提供することを指す) は正当であること、(6) SCAPIN677は日本が最終的に竹島に主権を行使することを妨げないこと、(7)1947年9月16日に同島を極東空軍が射爆場として指定する際、日本政府を通じて隠岐や本州西部の住民に通告すべきこととされたことなどを述べた。この書簡は、東京の米国大使館にも同報された。

この北東アジア課長の書簡を受けて、駐韓米国臨時代理大使は、1952年12月4日付けで返信し、D・ラスク発韓国大使あて書簡で国務省が明確な立場をとったことを今まで知らなかったとした上、韓国外務部に対して1951年8月10日の梁大使あてラスク通牒に言及する通牒を送った旨報告した。

以上のことから、論者の主張とは逆に、米国政府としては、1951年8月当時の立場を再確認したことが資料的に明らかになっている。

なお、この1952年末のやりとりに加えて、翌1953年にも、日本の巡視船への島上からの銃撃事件後、国務省北東アジア課員及び駐日米国大使館員が竹島領有権紛争の解決策や同問題と米国のかわりについて検討した記録がある。また、1954年には、日本政府による韓国政府に対する竹島領有権紛争の国際

司法裁判所への付託提案と韓国政府による拒否を受けて、駐米日本大使館員が米國務省の担当者に竹島問題の国連安全保障理事会への付託について意見を求めた記録がある。本稿では、これらの文書についても併せて訳出紹介し、先の記事及び研究会での報告への追補とする。^{vi}

i 塚本孝「サンフランシスコ条約と竹島」『レファレンス』389 (1983.6) pp.51-68、塚本孝「平和条約と竹島 (再論)」『レファレンス』518 (1994.3) pp.31-56

ii 半月城通信 No.111 (2005.6.1 目次12) <http://www.han.org/a/half-moon/hm111.html> # No.822

iii ロヴモ氏のサイト <http://www.geocities.com/mlovmo/temp8.html> # oct3

iv ロヴモ氏のサイト <http://www.geocities.com/mlovmo/temp9.html>

v SCAPIN は占領当局 (連合国最高司令官総司令部) の指令で、1952年1月29日の SCAPIN 第677号は、日本政府が竹島に政治上行政上の権力を行使することを禁止した (詳細は上記注 i の記事へ)。しかし、領土の処分は本来、占領当局の権限外 (平和条約でなされるべきこと) であり、SCAPIN677にもこの指令が日本領土の決定に関する連合国の政策を示すものではない旨の断り書きがあった。

vi 本稿で訳出する文書は、いずれも、国立国会図書館の憲政資料室においてマイクロフィルムの閲覧が可能である。

LOT Reel 34, 0648-0651, 0665-0674

資料 1 米國務省極東局北東アジア課長ケネス・T・ヤング (Kenneth T. Young, Jr., Director, Office of Northeast Asian Affairs) 発 駐韓米国大使館臨時代理大使 E・アラン・ライトナー (E. Allan Lightner, Charge d'affaires, a.i., American Embassy, Pusan, Korea) あて1952年11月5日付け書簡。駐日米大使館へ同報

拝啓

東京の「リアンクール岩に韓国人」と題する1952年10月3日付け伝達書659号及びマーフィー (Murphy) 大使あて1952年10月16日付け貴簡に添付された釜山の「領有権が争われている領土 (独島) の実射訓練場としての使用」と題する1952年10月15日付け覚書を読みました。

國務省は、この島が日本に属するとの立場をとり、その旨をワシントンの韓国大使に伝えたようです。日本平和条約の起草過程において大韓民国の見解が求められ、その結果、韓国大使は、1951年7月19日付け書簡を以って國務長官に、条約草案第2条a項を修正して日本が朝鮮の独立の承認に伴い権利権原請求権を放棄すべき島に済州島、巨文島、鬱陵島と並んで独島 (リアンクール岩) と波浪島を含めるよう要請しました。韓国大使に対する返答として國務長官は、1951年8月10日付け書簡で、彼の情報によればリアンクール岩は朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年から日本の島根県隠岐支庁の管轄下であり、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思えないので、提案に係るリアンクール岩に関する修正に同意できないと述べました。その結果、平和条約第2条a項には、次のとおり、リアンクール岩が言及されないことになりました。

「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」

それゆえ日米合同委員会によるこの島の日本政府の施設としての指定は正当化されます。竹島 (リアンクール岩) を含む種々の島嶼地域に対する日本の施政を「停止した」(suspended) 1946年1月29日の SCAPIN677に基づく領土主張を韓国はしていますが、これによって日本がこの地域に永続的に主権を行使することが排除されることはありませんでした。後続の SCAPIN である1947年9月16日付け第1778号は、同島を極東空軍の射爆場として指定し、さらに、当該射爆場の使用は、日本の文民当局を通じて隠岐及び本州西部の住民に通告した後にはじめて行われると規定しました。 敬具

ケネス・T・ヤング二世 北東アジア課長

資料2 駐韓米国大使館臨時代理大使E・アラン・ライトナー (E. Allan Lightner, Charge d'affaires, a.i., American Embassy, Pusan, Korea) 発 米國務省極東局北東アジア課長ケネス・T・ヤング (Kenneth T. Young, Jr., Director, Office of Northeast Asian Affairs) あて1952年12月4日付け書簡。

拝啓

貴殿の旅行が再度延期されたと聞き、残念に思います。来年早々に会えるのを心待ちにしております。

独島(リアンクール岩)の地位に関する11月14日付け貴簡を大変ありがたく存じます。貴殿が下さった情報は、大使館においてはこれまで承知しないものでした。我々は、國務省がこの問題に関し明確な立場をとったディーン・ラスクの韓国大使あて書簡のことを聞いたことがありませんでした。無論、我々は、大韓民国政府が平和条約第2条a項を修正して独島及び波浪島を含めたいという願望を持っていたこと及びその要望を当時電報で、条約草案に対するその他の韓国の修正提案とともに國務省に送ったことは知っていました。我々は、その後、第2条a項が修正されないことになったことを承知しましたが、その決定が韓国の領土主張の否認を意味するということは、全く見当が付きませんでした。さて、今や我々は知ったのであり、我々が長らく間違った仮定の上に活動してきたことを思えば、情報を得たことを大変うれしく思います。

伝達書を以て、我々が韓国外務部に今送った通牒の写しを送ります。最後の段落に、11月27日付け國務省電報365号において示唆された、1951年8月10日付けディーン・ラスクの梁大使あて通牒に言及する文言があります。 敬具

E・アラン・ライトナー二世

資料3 國務省北東アジア課パーマスター(L. Burmaster)による覚書「日韓間リアンクール岩紛争のあり得べき解決策(Possible Methods of Resolving Liancourt Rocks Dispute between Japan and the Republic of Korea)」1953年7月22日、北東アジア課長代理マッククラーク(Robert J. G. McClurkin)及び同課ダニング(Alice L. Dunning)あて

過去6か月間に、日本又は大韓民国のいずれがリアンクール岩に主権を有するかの問題が3回持ち上がっている。日本側によれば、最近の1953年7月12日の事件において日本船がリアンクール岩に隣接する水域を巡視していたところ島上から韓国人の小銃及び機銃により発砲を受けた。日本外務省は、7月13日、東京の韓国代表部に対し口頭で事件に抗議し、その島からの韓国人の即時退去を要求した。7月14日、岡崎外務大臣は閣議において日本政府は大韓民国との直接交渉により紛争を円満に解決するためのあらゆる可能性を探るつもりであると述べた。しかし、岡崎はまた、問題を後に合衆国又は英国の仲介に付することも考えられると述べた。いくつかの日本の新聞は、また、選択肢として問題をハーグの裁判所(国際司法裁判所)又は国連に提起することもありうるとし、時事新報は、日本の海上保安庁部隊の島への派遣といういささか極端な意見を示した。

だれがリアンクール岩(日本では竹島、韓国では独島としても知られる)に主権を有するかという問題に関しては、1951年8月10日付け韓国大使あて通牒にある次の合衆国の立場を想起することが有益であろう。

「…独島、又は竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にあります。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われません…。」

(この立場は、これまで一度も日本政府に正式に伝えられたことがないが、この紛争が仲介、調停、

仲裁裁判又は司法的解決に付されたなら、明らかになるであろう。)

1951年8月10日の通牒を韓国へ出して以来、合衆国政府は、この問題に関し一度だけ追加的な伝達を行っている。これは、合衆国軍用機が独島を爆撃したとして韓国が抗議をしたことに対する応答として行われた。合衆国の1952年12月4日付け通牒は、次のように述べた。

「大使館は、外務部の通牒にある「独島（リアンクール岩）は…大韓民国の領土の一部である」との言明に注目します。合衆国政府のこの島の地位に対する理解は、ワシントンの韓国大使にあてたデイン・ラスク国務次官補の1951年8月10日付け通牒において述べられています。」

この通牒が出されたとき、以前表明された我々の見解のこの繰り返しにより、紛争からの我々の撤退と、大韓民国をして“すでに十分困難な日韓交渉に無用の問題を押し込む”のを思いとどまらせることが期待された。明らかに、我々の努力は、これまでのところ所期の効果を上げていない。

もし、大韓民国との直接交渉により紛争の円満な解決を図るという日本政府の現在の努力が失敗したなら、日本政府には、次の手立てとしていくつかの選択肢がある。

a) 合衆国に対する仲介の依頼——日本政府が合衆国に仲介者として行動するよう依頼した場合、韓国の同意を得なければならないのみならず、合衆国は（事件の事実関係にかかわらず）日本か韓国かを選択するようになるという厄介な立場に置かれるであろう。通常、仲介者の役割は幸福なものではない。この見地から、また、これら両国に対する合衆国の必要及び責務にかんがみ、合衆国は、最大限紛争から抜け出すことが望ましいと考えられる。

b) 国際司法裁判所への提訴——日本及び大韓民国のいずれも国連加盟国ではないものの、両国は、安全保障理事会が定める条件に従うことに同意すれば I C J による裁判の当事国となることができる。現在のところ、当該条件は、国連憲章並びに国際司法裁判所規程及び同規則に従って裁判所の管轄を受諾する旨の宣言を国際司法裁判所の事務局に寄託すること、裁判所の裁判に誠実に従うことを約束すること及び国連憲章第94条の下での加盟国の義務を受諾することである。この案の困難な点は、日本が、共同して国際司法裁判所に紛争を付託することにつき大韓民国の同意を得ることができるか、また、これが成ったとしても、I C J の裁判が自国に不利であった場合に韓国がそれに従うかどうかであろう。

c) 国際連合の総会又は安全保障理事会への付託——日本は、国連憲章第35条第2項によりリアンクール岩紛争を単独で国連に持ち出す権利がある。同条同項は次のように規定する。

「国際連合加盟国でない国は、自国が当事者であるいかなる紛争についても、この憲章に定める平和的解決の義務をこの紛争についてあらかじめ受諾すれば、安全保障理事会又は総会の注意を促すことができる。」

ただし、日本が、国連憲章第33条において求められているとおり、リアンクール岩紛争が「国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある」ものであると表明するつもりであれば、である。現時点では、日本がそこまで行くつもりであるかわからない。また、合衆国や他の反ソヴィエト陣営の加盟国がソ連のプロパガンダを利することになることをしたいとは思われぬ。

提言

1. 北東アジア課日本担当は、岡崎外務大臣が日本政府は韓国政府との直接交渉でこの紛争を解決するよう試みると述べている以上、国務省が現時点では何らの行動も起こさないことを提言する。

2. しかしながら、日本政府が合衆国政府にこの紛争について仲介を依頼した場合は、北東アジア課日本担当は、次のことを提言する。

a) 合衆国は、断わるべきである。

b) 合衆国は、問題を国際司法裁判所に付託するのが適切であろうと示唆すべきである。合衆国は、日本政府に対し、この手続のほうが上記の理由で国連への提訴よりも好ましいと伝えることができよう。

3. 日本政府がこの問題に関する合衆国政府の法的意見を求めた場合には、北東アジア課日本担当は、1951年8月10日のラスク通牒において表明されているとおりのリアンクール岩についての合衆国の立場を日本政府に対し教えるべきことを提言する。

賛同 北東アジア課朝鮮担当は、同意見である。

資料4 駐日米国大使館公使参事官ウィリアム・T・ターナー (William T. Turner) による調書「リアンクール岩 (竹島) 論争に関する覚書 (Memorandum in regard to the Liancourt Rocks (Takeshima Island) Controversy)」1953年11月30日

アリソン (Allison) 大使は、竹島紛争に合衆国は「巻き込まれざるを得ない」と述べている (東京1306号)。彼は、その証拠として1951年のラスク書簡、ポツダム宣言、平和条約等を挙げる。

合衆国がこの問題につきある態度にコミットしてきたことは確かである。しかし、この関与が、いまや主権国家でありこの種の紛争の解決のために多くの仕組みが利用可能である当該二国の間に介入すべき義務を伴うとは思われない。このような本来重要でない性質の紛争が、我々の介入を正当化するほど深刻な情勢に至るとは思えない。負けたほうに遺恨を生むだけである。今は、確かに、どちらの国に対しても関係を悪化させるべき時ではない。両国の領土主張の当否にかかわらず、このような口出しをしないという立場を維持すべきであると考え。国務省は、すでに国務省の大使館への通達で指摘されているとおり、断固として合衆国が「この問題に巻き込まれることは正当でない」ということを主張するものと思う。

リアンクール岩のケースは、1945年にソ連軍によって占拠された北海道沖の歯舞諸島と共通の側面を有するように見える。我々は、この島が日本に属するとの見解を公に宣言しているが、日本においても他の国においても、この島を日本に取り返すために安全保障条約の下での我々の軍事的行動を真剣に期待する者はいない。たとえ日本がリアンクール岩に関して安全保障条約に訴えるというような考えにくい不慮の事件が起こったとしても、我々が過度に心配する必要はないと考える。

それでもなお、この問題における我々の立場の表明をいつまでも差し控えることができる、あるいは差し控えるべきであるとは思わない。とりわけ紛争が悪化した場合にはそうである。遅かれ早かれ日本はラスク書簡のことを嗅ぎつけるであろうし、そうなれば、自己の立場を明らかに強化するはずの情報伝えを伝えなかったことに憤慨するであろう。そうでなかったとしても、我々が一貫して維持してきた立場を、漏らしてはならない義務があるわけでもないのに日本に伝えないのは、我々の怠慢であると考え。よって、次の行動をとることを提案する。

1. 韓国政府に対し、リアンクール岩における度重なる日本との衝突に対する我々の懸念を表明する。
2. 韓国に対し、我々の以前の見解表明 (ラスク書簡) を想起させる。日本との間で解決に至るべき強い希望を表明する。合衆国はこの問題にどのような形にせよ介入することを避けるよう努めるが衝突が続けばラスク書簡を公表しそこで表明された見解を反復せざるを得なくなるかもしれないと述べる。もし韓国がラスク書簡で表明された見解を受け入れられないなら仲裁裁判か国際司法裁判所への付託に向けた措置をとるべきだと示唆する。
3. 以上の措置が情勢を緩和しないときは、ラスク書簡を公表する適切な機会を探り、この問題に介入することへの期待を拒絶する。

ウィリアム・T・ターナー

資料5 会談記録 主題「リアンクール紛争を安全保障理事会に付託するとの日本の提案」(Japanese Proposal to refer Liancourt Dispute to Security Council) 1954年11月16日

参加者 日本大使館 田中〔弘人〕一等書記官

日本大使館 松岡〔康弘〕三等書記官

国務省国連政治安全保障課 エリック・スタイン (Eric Stein)

国務省法務部極東担当 カサリン・ファイト (Katherine B. Fite)

国務省北東アジア課朝鮮担当 ウィリアム・ジョーンズ (William G. Jones)

国務省北東アジア課日本担当 R・B・フィン (Richard B. Finn)

国務省北東アジア課日本担当 マジョリー・マクマレン (Marjorie McMullen)

日本大使館の田中氏と松岡氏が、彼らの要請により、1954年11月16日午後4時15分に国務省を訪問した。田中氏は、日韓間の竹島をめぐる紛争が国際司法裁判所に付託されるべきであるとする安全保障理事会の勧告を得るため、彼の政府が、同紛争を安保理に提訴する可能性を検討していると述べた。彼は、彼の政府が去る9月下旬、韓国に対し仲裁裁判のため問題をICJに付託することを正式に提案したが、韓国は10月28日の口上書によりこれを拒否したと述べた。韓国による、竹島に灯台を設置し紛争対象の領土に一方的に主権を宣言する行為に直面し、彼の政府は、とりわけ日本の世論の圧力ゆえに、何らかの対抗措置をとらざるを得ないと感じたと述べた。韓国の同意がなければ紛争をICJに付託することができないため、日本政府が思うには、問題がICJに提訴されるべきだとする安保理の勧告が出されれば、少なくとも、日本が進んで紛争の理非の公平な検討を認めようとしているのに対し韓国はそうでないという事実が世界の世論を惹きつけることになる。田中氏は、日本がこの道を追求することを決定した場合、合衆国は安保理において問題のICJへの付託に賛成票を投じるかどうか、とした。

スタイン氏の質問に答え、田中氏は、紛争のICJ付託に関する最近の韓国との往復が満足な問題解決を目指す日本政府による長期にわたる一連の努力の中での直近のものであると確言した。スタイン氏は、国連加盟国でない国も自国が当事者である紛争について安全保障理事会の注意を促すことができると規定する国連憲章第35条第2項により、日本が問題を安保理に提訴することは法的に可能であるように思われると指摘した。彼は、表面上同様に見える紛争で同様の方法で取り扱われたものとして英国アルバニア間のコルフ海峡紛争を引用し、そのような行為には先例があると付け加えた。スタイン氏は、ICJは両当事国の合意がなければ問題を検討することができず、コルフ海峡事件においてアルバニアはICJの管轄権に服したと述べた。松岡氏は、日本は同事件を承知していると指摘した。

ジョーンズ氏は、我々は現時点において当該問題に関しいかなる確定的な見解も提示する立場にないとしつつ、日本の提案する行動は実際的な目的にほとんど役立たず、日本が得ることができるかもしれない道徳的な満足よりも韓日関係における動揺の増大のほうがはるかに重いように思われると述べた。彼は、あまりにも楽観的だと見られたくないが現在韓日関係改善の好機が到来していると信じる理由がある、今日本が情勢を混乱させるような行動を起こすのは最も不幸なことであり結局日本が損をすることになるであろうと付け加えた。

フィン氏は、日本は提案にかかる措置に訴えることにより得るところが少なく失うものが多いように思われるとのジョーンズ氏の意見に賛成した。彼は、いずれにせよこの種の問題は、例えば井口大使から国務長官にまで、大使館のもっと上のレベルで取り上げた後、日本は何らかの最終的判断をするのがよいと述べた。ジョーンズ氏は、現在は、朝鮮問題が総会で近く審議されることにかんがみ、日本の提案に係る行動にとって特に不都合であると述べた。田中氏は、現在の総会の会期が終わるまではこの問題を提起するつもりはないと確言した。

ジョーンズ氏は、次いで、何ゆえ韓日関係の改善に期待が持てるかについて田中氏及び松岡氏に内密に教えたいと述べた。合衆国は丁度、対韓政策のいくつかの重要な点に関して韓国との合意に達したところである。これらの中には、朝鮮復興計画に関連した調達が最安値で得られる同等の品質の商品について行われることへの韓国の同意がある。これは、日本における購入の増加を意味する。このこと自体は日本にとって小さな褒美に過ぎないと思うかもしれないが、これは韓国による日本に向けたいっそうリラックスした政策の始まりになりうるのであって、思うに、全関係者が注意深く耕せば、リアンクール問題を含む懸案事項の将来の交渉のためのより良い雰囲気に向く可能性がある。

田中氏は、我々との非公式な意見交換を謝した。フィン氏は、米国内及び日本との間でさらに話し合うまでは行動を起こさないことを望むとした。田中氏は、連絡を密にすることを請け合い、この問題が秘密として取り扱われるべきことを要請した。

資料6 会談覚書 主題「リアンクール岩」(Liancourt Rocks) 1954年11月17日

出席者 日本大使館 島重信〔特命全権〕公使

極東担当副国務次官補 W・J・シーボルド (William. J. Sebald)

国務省北東アジア課日本担当 R・B・フィン (Richard. B. Finn)

島氏が、彼の要請により、1954年11月17日午後3時に来訪した。

公使は、始めに吉田総理への懇切な接遇に対する謝意を表し、次いで、シーボルド氏に対し彼の国務次官補代理への就任に祝意を表したいとした。

島氏は、リアンクール岩をめぐる大韓民国との論争を国連安全保障理事会に提出するという日本の提案に関する合衆国の見解を非公式に伺いたいと述べた。日本の提案というのは、この問題が国際司法裁判所に決定のために付託されるべきであるとの勧告を採択するよう安全保障理事会に要請するというものである。島氏は、彼の政府はまだ安全保障理事会にそのような提案を行うことを決定しておらず、まず始めに合衆国政府の見解を非公式に確かめたいと述べた。公使は、個人的見解として、この問題が国際法廷に付託されるべきであるとの日本の提案への合衆国の支持に確証が得られない限り、日本はこの問題を安全保障理事会に提起しないであろうと述べた。

島公使は、日本が1954年9月25日付けの口上書でこの問題を直接国際法廷に提訴することを大韓民国に提案したと説明した。韓国は、10月28日付け口上書でこの提案を拒否した。島氏は、リアンクール岩をめぐる紛争が長らく続いているものであると述べた。

シーボルド氏は、無論日本がこの事件を最も良く提示できると思料するのとおりには自由であると述べ、彼自身この論争を長い間フォローしているとコメントした。しかしながら、彼は、安全保障理事会は二当事国が二国間交渉により合意に達することができないことの確証を欲し、安保理は二国間の努力がまだ完全には尽くされていないとみなすかもしれないとの意見を述べた。彼は、また、韓国はこの問題を国際法廷に提出するいかなる提案についても話し合うことに消極的であると思われる、韓国が安全保障理事会で、あるいは国際法廷で審査されることを拒否すれば、日本はこの事件の聴聞を得ることに成功しないであろうと述べた。シーボルド氏は、日本にとって自国の領土主張を行い続け、権利が不行使により害されることを許すことのないようにすることが重要であるとの見解を表明した。彼は、韓国にあてた口上書その他の定期的な公式の声明がこの目的にかなうであろうと示唆した。

島公使は、日本は無論その領土主張を強く行うつもりであると述べ、日本の世論は政府ができるだけのことをしていることに満足しているとの見解を表明した。彼は、政府は、強い事件であると考えており早期の解決を望んでいると強調した。彼は、在日米軍がリアンクール岩を行政協定に従いその使用にゆだねられる軍事的施設としてリストアップし、後にこの施設を日本の管理下に返還したことに注目し

た。島氏は、このことが合衆国による日本の領土主張の有効性の承認を意味するよう見えると述べた。シーボルド氏は、合衆国の韓国との関係は最近改善されたとコメントし、米韓相互防衛条約が11月17日に発効したこと及びソウルにおいて一般了解が協定されたことに注目した。彼は、日本と韓国の関係が、時間はかかるであろうが将来的に改善されることを確信していると強調した。

島公使は、これらの好ましい展開について知ることができたことは幸いであるとしつつ、それらが日韓関係の改善に繋がるかどうかはわからないと述べた。彼は、日韓交渉を助けるアメリカ人の仲介者の指名を合衆国が検討するかどうかを尋ねた。シーボルド氏は、自分はむしろ両国政府が独力でもろもろの困難を取り除くほうがよいと思う、日本及び韓国が自ら交渉する用意がない中でアメリカの仲介者が成功することは疑わしいと述べた。しかし、彼は、米国は両当事国が会合すること及び交渉を容易にすることを援助するであろうと述べた。シーボルド氏は、北東アジアの諸国間に相互依存意識が醸成されることに対する米国の利益を強調した。

島公使は、シーボルド氏の見解披瀝に謝意を表し、彼の政府に更に報告するであろうと述べた。

おわりに

今回翻訳紹介した米国国務省の記録から看取されることは、米国政府は、竹島が日本領であるとする対日平和条約草案の成立過程で韓国大使に示した見解を維持しつつ、竹島領有権紛争は日韓両国間で解決すべき問題であり米国としては仲介の労をとるつもりはないという態度をとろうとしたことである。

一般に他国の領土問題に介入することは損な役回りを演じることになるし(「日本か韓国かを選択するよう見えるという厄介な立場に置かれる」「仲介者の役割は幸福なものではない」(資料3))、竹島紛争が国際の平和と安全にかかわるわけでないという認識があり(「このような本来重要でない性質の紛争が、我々の介入を正当化するほど深刻な情勢に至るとは思えない。負けたほうに遺恨を生むだけである」(資料4))、さらに、当時の冷戦下における東西両陣営の対立も関係した(「合衆国や他の反ソヴィエト陣営の加盟国がソ連のプロパガンダを利することになることをしたいとは思われない」(資料4))。アメリカ政府は、尖閣諸島についても、平和条約第3条により南西諸島(沖縄)の一部として多年にわたり施政権を行使してきたにもかかわらず、また射爆場として利用しているにもかかわらず、1970年に至り中国(台湾当局)が領有権を主張し始めると、「平和条約中におけるこの言葉〔注、南西諸島〕は、尖閣列島を含むものであることが意図された」、「琉球列島の施政権は、1972年中に日本に返還されることとされている」としつつ、「主権の対立がある場合には、右は関係当事者間で解決すべき事柄である」と述べた²⁸。北方領土問題については、米国は、1956年9月7日の対日覚書において四島に対する日本の立場を支持する一方で、日本は千島列島等を日ソ間の合意でソ連領と認めることはできない、米国など連合国が決めることだというような趣旨のことを述べた²⁹。これは、平和条約に関する法律論のほか、1956年という時代背景によるところが大きいと思われ、米国に、自身が音頭を取って連合国の会議を開催し千島方面における確定的な領土処理をするつもりがあったわけではない。要するに、領土問題の解決に第三国の積極的な関与を期待することはできない³⁰。

しかしながら、領有権問題にとって重要なことは、竹島が日本領土であるとの立場を米国がその後も堅持したことそれ自体や、逆に紛争に巻き込まれたくないという“本音”が覗いた等のことではなく、前二回の記事(前記注i)で明らかになり、今回補遺として翻訳紹介した米国国務省文書を通じて再確認された「平和条約によって日本の竹島保持が確定した」という事実である。すなわち、終戦の時点で竹島は日本の領土であった。しかし、日本の領土を本州、北海道、九州、四国及び吾等(連合国)が決定する諸小島に局限するとするポツダム宣言を受諾した結果、四大島以外の「諸小島」については、本来の日本領土であっても連合国の決定いかんによって日本領土でなくなる可能性が生じた。占領下におい

ては SCAPIN 677による行政権停止（前記注 v）など紛らわしい出来事もあったが、最終的に日本が保持する島、日本から分離される島を決定したのは平和条約であった。その平和条約の朝鮮放棄条項に竹島（独島）を加えるよう韓国政府が要求し、起草者である米国政府が竹島は日本領土であるとして韓国の要求を拒否した。斯くして竹島は、平和条約上日本から分離されず、日本保持が確定したのである。

vii 「尖閣列島領有に関する米務省マクロスキー報道官の質疑応答」1970.9.10『季刊沖繩』第63号（1972.12）p.165

viii 『外務省発表集』4号 昭和32年1月 pp.49-50. 原文は、"U.S. Position on Soviet-Japanese Peace Treaty Negotiations," *Department of State Bulletin*, vol.35, No.900, September 24, 1956, p.484. なお、英国、欧州議会も北方領土問題について日本の立場に一定の支持を与えている。このことにつき、塚本孝「冷戦終焉後の北方領土問題」『国際法外交雑誌』105巻1号（2006.5）p.96参照。欧州議会の北方領土返還に関する決議 P6_TA(2005)0297 European Parliament resolution on relations between the EU, China and Taiwan and security in the Far East, 7 July 2005 は、<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?jsessionid=232C93FC4FE45D3416F228E6BB2EF8DF.node2?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P6-TA-2005-0297+0+DOC+XML+V0//EN>

ix 日韓両国が国交を正常化した際、「紛争の解決に関する交換公文」（1965.6.22）が締結された。これは、竹島紛争の解決のためのものであると説明される（外務省『日韓諸条約について』昭和40年11月 pp.24-26）。この交換公文では、「両国間の紛争は、まず外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかった場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によって解決を図るものとする。」とされている。「調停」は、国際紛争解決手段の一つであり、主として政治的な紛争について複数の委員に委託して（委員5名の場合、両当事国が自国民と他国民の委員各1名を選び、他国民の委員2名が三番目の他国民委員を選任する等）問題解決策の勧告を行ってもらう仕組みであるが、例えば米国の権威を背景にした米国人政治家に委員を引き受けてもらうような企ては、ここに示されているものと同様の理由により、困難を伴うであろう。

ただし、韓国は竹島問題はこの紛争解決交換公文の対象外だと（国内的に）説明しているようであり、日本政府も、「調停によるということに限ったわけじゃないので、もしそれもいろいろ障害があるという場合には、また初めに返って、国際司法裁判所であるとかあるいは国際仲裁の方法によるとか、いろいろな問題がある」としている（椎名悦三郎外務大臣の答弁、第50回国会衆議院本会議録第5号昭和40年10月16日 p.65）、この交換公文の方式にあまり拘泥しなくてもよいであろう。なお、韓国が竹島問題は紛争解決交換公文の対象でないというのは、竹島（独島）が韓国領土であるから紛争は存在しないという主張である。このような主張に対し、日本政府（外務省）は、国際司法裁判所の勧告的意見及び常設国際司法裁判所の判決*を引き、国家間に紛争が存在するか否かは客観的に決定されるべきことであるとしたことがあった（* 1. 連合国とブルガリア、ハンガリー及びルーマニアとの平和諸条約の解釈に関する国際司法裁判所の勧告的意見1950年、2. ギリシャと英国との間で争われたマヴロマチス事件の判決1924年、3. ドイツとポーランドとの間で争われた上部シレジアのドイツ人の利益に関する事件の判決1925年）。

x 平和条約草案の作成過程では日本の保持する島嶼を書き出す方式も一時期検討された。しかし、最終的に採択された条約においては、日本から分離される地域が規定された。一部に、日本は竹島を日本領として平和条約に規定するようロビー活動をしたもののそのような規定は置かれなかったといった議論が行われるが、これは平和条約の構造を理解しない議論である。

（つかもと たかし 国立国会図書館）